

第2章 用語の解説

注

- ・ 平成30年住生活総合調査（確報集計）結果より引用

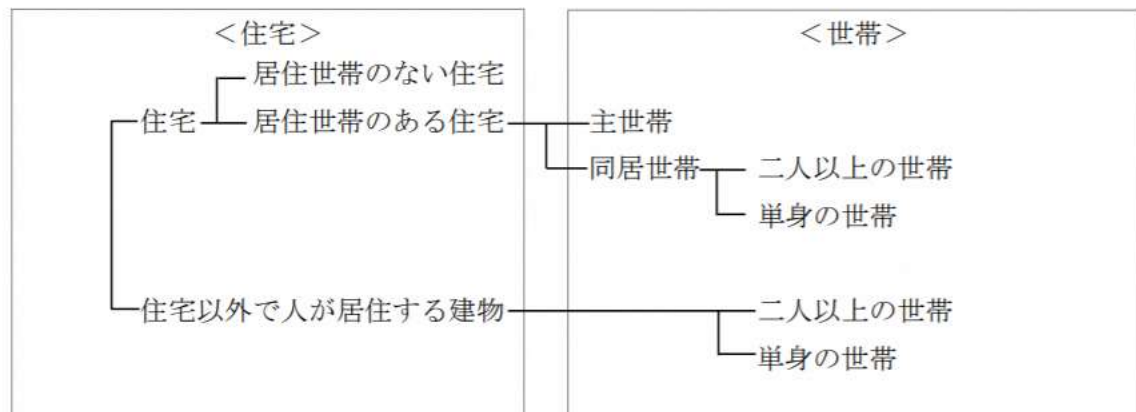
☆平成 30 年住生活総合調査の調査事項。

○平成 30 年住宅・土地統計調査の調査事項。

●平成 30 年住宅・土地統計調査の調査事項を用いて独自に集計する事項。

★平成 30 年住生活総合調査の調査事項及び平成 30 年住宅・土地統計調査の調査事項を用いて独自に集計する事項。

<住 宅>



住宅、住宅以外で人が居住する建物 ○

住 宅

一戸建の住宅やアパートのように完全に区画された建物の一部で、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築又は改造されたものをいう。

ここで、「完全に区画された」とは、コンクリート壁や板壁などの固定的な仕切りで、同じ建物の他の部分と完全に遮断されている状態をいう。

また、「一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる」とは、次の四つの設備要件を満たしていることをいう。

- | | | |
|-------------------|---------|--|
| ①一つ以上の居室 | } . . . | 共用であっても、他の世帯の居住部分を通らずに、いつでも使用できる状態のものを含む。 |
| ②専用の炊事用流し(台所) | | |
| ③専用のトイレ | | |
| ④専用の出入口 | | |
| | | 屋外に面している出入口又は居住者やその世帯への訪問者がいつでも通れる共用の廊下などに面している出入口 |

なお、いわゆる「廃屋」については、そのままではそこで家庭生活を営むことが困難なことから、この調査では住宅としていない。

住宅以外で人が居住する建物 ○

住宅以外の建物でも、ふだん人が居住していれば調査の対象とした。住宅以外で人が居住する建物の種類を次のとおり区分した。

区分	内容
会社等の寮・寄宿舎	会社・官公庁・団体の独身寮などのように、生計を共にしない単身の従業員をまとめて居住させる建物
学校等の寮・寄宿舎	学校の寄宿舎などのように、生計を共にしない単身の学生・生徒をまとめて居住させる建物
旅館・宿泊所	旅館や宿泊所・保養所などのように、旅行者など一時滞在者の宿泊のための建物
その他の建物	下宿屋、社会施設・病院・工場・作業場・事務所などや、建設従業者宿舎のように臨時応急的に建てられた建物で、住宅に改造されていない建物

住宅の建て方 ○

住宅の建て方を次のとおり区分した。

区分	内容
一戸建	一つの建物が1住宅であるもの
長屋建	二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの いわゆる「テラスハウス」と呼ばれる住宅もここに含まれる。
共同住宅	一棟の中に二つ以上の住宅があり、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの 1階が店舗で、2階以上に二つ以上の住宅がある建物も含む。
その他	上記のどれにも当てはまらないもの 例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

建物の構造 ○

建物の構造を次のとおり区分した。

なお、二つ以上の構造から成る場合は、床面積の広い方の構造によった。

区分	内容	
木造	木造(防火木造を除く)	建物の主な構造部分のうち、柱・はりなどの骨組みが木造のもの ただし、「防火木造」に該当するものは含めない。
	防火木造	柱・はりなどの骨組みが木造で、屋根や外壁など延焼のおそれのある部分がモルタル、サイディングボード、瓦、トタンなどの防火性能を有する材料できているもの
非木造	鉄筋・鉄骨コンクリート造	建物の骨組みが鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造又は鉄筋・鉄骨コンクリート造のもの
	鉄骨造	建物の骨組みが鉄骨造(柱・はりが鉄骨のもの)のもの
	その他	上記以外のもので、例えば、ブロック造、レンガ造などのもの

建物の階数 ○

建物全体の地上部分の階数をいう（したがって、地階は含めない。）。なお、中2階や屋根裏部屋は階数に含めない。

建築の時期 ○

人が居住する住宅の建築の時期をいう。住宅の建築後、増改築や改修工事等をした場合でも初めに建てた時期を建築の時期とした。ただし、増改築や改修工事等をした部分の面積が、増改築や改修工事等後の住宅の延べ面積の半分以上であれば、増改築や改修工事等をした時期を建築の時期とした。

なお、むね数の集計における「建築の時期」とは、一棟の中に二つ以上の住宅がある場合、建物内の各住宅の建築の時期のうち最も多いものを、当該建物の建築の時期とした。

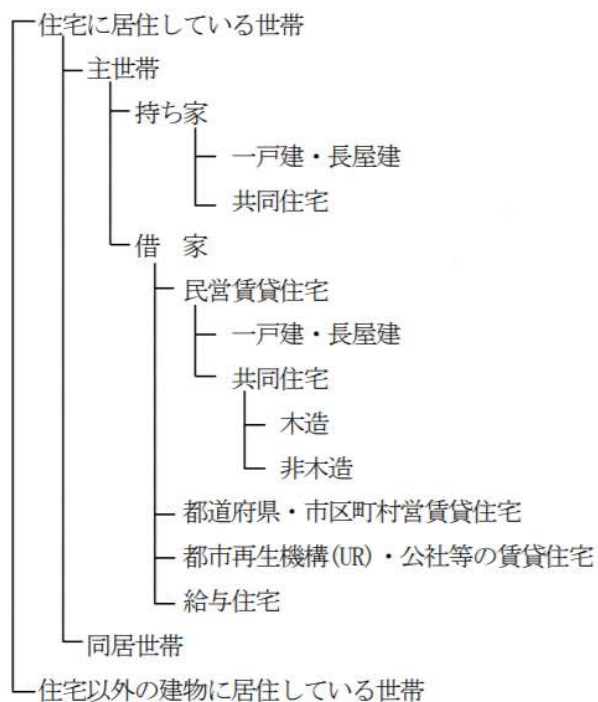
住宅の所有の関係 ○

人が居住する住宅について、所有の関係を次のとおり区分した。

区分	内容
持ち家	そこに居住している世帯が全部又は一部を所有している住宅 最近建築、購入又は相続した住宅で、登記がまだ済んでいない場合やローンなどの支払が完了していない場合も「持ち家」とした。また、親の名義の住宅に住んでいる場合も「持ち家」とした。
借家	公営の借家 都道府県・市区町村が所有又は管理する賃貸住宅で、「給与住宅」でないもの。いわゆる「県営住宅」、「市営住宅」などと呼ばれるもの。
	都市再生機構(UR)・公社の借家 都市再生機構(UR)又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などが所有又は管理する賃貸住宅で、「給与住宅」でないもの。いわゆる「UR 賃貸住宅」、「公社住宅」などと呼ばれるもの。 ※高齢・障害・求職者雇用支援機構の雇用促進住宅(移転就職者用宿舎)も含む
	民営借家 「公営の借家」、「都市再生機構(UR)・公社の借家」及び「給与住宅」でないもの
	給与住宅 勤務先の会社・官公庁・団体などが所有又は管理していて、職務の都合上又は給与の一部として居住している住宅 いわゆる「社宅」、「公務員住宅」などと呼ばれるもの。 ※家賃の支払の有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に、その従業員が住んでいる場合を含む

住宅タイプ(居住形態) ●

現在の居住形態を、居住する建物が住宅か否か、主世帯・同居世帯の別、住宅の所有関係、建て方によって、次のとおり区分した。



なお、持ち家の共同住宅、借家の非木造の共同住宅については、建物の階数によってさらに区分した。

居室数及び居室の畳数 ○

(1) 居室数

居室とは、居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室をいう。したがって、玄関、台所（炊事場）、トイレ、浴室、廊下、農家の土間など、また、店、事務室、旅館の客室など営業用の室は含めない。

ただし、ダイニング・キッチン（食事室兼台所）は、流しや調理台などを除いた広さが3畳以上の場合は居室とした。

また、同居世帯がある場合には、その世帯が使用している居室も室数も含めた。

(2) 居室の畳数

畳数は、上に述べた各居室の畳数の合計をいう。洋室など畳を敷いていない居室も、3.3㎡を2畳の割合で畳数に換算した。

最近の居室畳数の増減 ●

最近5年以内に住み替えた世帯の居室全体の畳数の増減について、住宅・土地統計調査による前住居と現住居の床面積を比較した増減を区分した。

住宅の延べ面積 ○

人が居住する住宅における、各住宅の床面積の合計をいう。この延べ面積には、居室の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関、台所、トイレ、浴室、廊下、農家の土間、押し入れなどや店、事務室など営業用に使用している部分の面積も含めた。ただし、別棟の物置・車庫の面積や商品倉庫・作業場など営業用の附属建物の面積は含めない。

アパートやマンションなど共同住宅の場合は、共同で使用している廊下、階段などの面積を除いたそれぞれの住宅の専用部分の床面積とした。

台所の型 ○

台所の型について、次のとおり区分した。

区分	内容
専用台所	その住宅専用の台所 主世帯と同居世帯が同じ台所を共同で使用している場合も含む。
独立の台所(K)	他の室と間仕切りされている独立の台所
食事室兼用(DK)	台所兼食事室のように台所と食事室が間仕切りされていない台所 例えば、ダイニング・キッチンなど
食事室・居間兼用(LDK・LK)	台所・食事室・居間が間仕切りされていない台所 例えば、リビング・ダイニング・キッチン、リビング・キッチンなど
その他と兼用	上記以外の兼用の台所 例えば、いわゆる「ワンルームマンション」のように居室が1室だけの住宅で、間仕切りされていない台所など
共用台所	アパートなどで、他の住宅の世帯と共同で使用している台所

高齢者等のための設備状況 ○

人が居住する住宅について、高齢者等のための設備・構造を次のとおり区分した。

区分	内容
高齢者等のための設備がある	以下の設備がある
手すりがある	高齢者などが住宅内でバランスを崩して転倒したりしないよう安全に生活するために手すりが設置されている場合 また、手すりの設置場所について、次のとおり区分した。 (1) 玄関、(2) トイレ、(3) 浴室、(4) 脱衣所、(5) 廊下、(6) 階段、(7) 居室、(8) その他
またぎやすい高さの浴槽	浴槽のまたぎ込みの高さ(洗い場から浴槽の縁までの高さ)が高齢者や身体障害者などに配慮されている場合 なお、高齢者の場合は、約30～50cm をまたぎやすい高さとした。
廊下などが車いすで通行可能な幅	廊下や部屋の入口の幅が約80cm 以上ある場合
段差のない屋内	高齢者などが屋内で段差につまずいて転倒したりしないよう設計されている場合 なお、玄関の“上がりかまち”や階段は、ここでいう段差に含まない。
道路から玄関まで車いすで通行可能	敷地に接している道路から玄関口までに、高低差や障害物などがなく、車いすで介助を必要とせず通れる場合 なお、高低差等がある場合でも、緩やかな傾斜路(スロープ)などが設置され、車いすで通れる場合はここに含めた。
高齢者等のための設備がない	上記の設備がない

バリアフリー化住宅

人が居住する住宅について、バリアフリー化の状況を次のとおり区分した。

一定のバリアフリー化

高齢者等のための設備等のうち、以下のいずれかに該当すること

- ・ 2箇所以上の手すりの設置
- ・ 段差のない屋内

高度のバリアフリー化

高齢者等のための設備等のうち、以下のいずれにも該当すること

- ・ 2箇所以上の手すりの設置
- ・ 段差のない屋内
- ・ 廊下などが車いすで通行可能な幅

省エネルギー設備等 ○

人が居住する住宅について、省エネルギー設備を次のとおりとした。

太陽熱を利用した温水機器等

水を屋根の上に引き上げて太陽の熱で温め、そのお湯を浴室や台所の給湯に利用するシステムのほか、太陽の日差しで暖められた屋根裏の空気をファンで床下に流して住宅全体を暖房するシステム

太陽光を利用した発電機器

屋根の上に乗せた集光板によって太陽光を集め、これを電力に換えて用いる機器

二重以上のサッシ又は複層ガラスの窓

(1) 二重以上のサッシ

外窓と内窓が二重以上の構造となった窓（内側が障子の場合も含めない。）

(2) 複層ガラスの窓

複数枚のガラスを組み合わせ、すき間に空気層を作ることによって断熱効果をもたせた窓

腐朽・破損の有無 ○

住宅の主要な構造部分（壁・柱・床・はり・屋根等）やその他の部分の腐朽・破損の有無について、次のとおり区分した。

腐朽・破損あり

建物の主要部分やその他の部分に不具合があるもの。例えば、外壁がところどころ落ちていたり、壁や基礎の一部にひびが入っていたり、かわらが一部はずれているものや、雨どいが破損してひさしの一部が取れている場合など。

腐朽・破損なし

建物の主要部分やその他の部分に損傷がないもの。

エレベーターの有無等 ○

「共同住宅」について、エレベーターの有無等を次のとおり区分した。

区分	内容
エレベーターあり	
ドアの一部がガラス張り	エレベーターの中の様子について、ドアが閉まっても外から確認できる場合
防犯カメラの設置	エレベーター内に防犯カメラを設置している場合 なお、本物のように見せかけたカメラの場合もここに含めた。
これらの設備はない	エレベーターに上記のどちらの設備もない場合
エレベーターなし	

高齢者対応型共同住宅 ○

共同住宅のうち、その敷地に接している道路から共同住宅の各住宅の入口まで、介助なしに車いすで通行できる構造になっている場合で、次の三つの要件をおおむね満たしているもの

- ① 道路から建物内まで高低差がある場合は、傾斜路が設置してあること。
- ② エレベーターの入口の幅が 80cm 以上あり、乗り場のボタン及びエレベーター内の操作盤が車いす利用者に配慮した設計になっていること。
- ③ 共用の廊下に段差がなく、その幅が 140cm 以上あること。

オートロック式 ○

建物内に共用玄関のドアがあり、外からドアを開けるためには、鍵や暗証番号などを用いるか、居住者などに内側から鍵を解除してもらう必要がある共同住宅

住宅の取得方法 ○

「持ち家」について、現在住んでいる住宅の取得方法を次のとおり区分した。

区分	内容
新築の住宅を購入	新築の建て売り住宅又は分譲住宅を購入した場合
都市再生機構 (UR) ・ 公社など	都市再生機構 (UR) 又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などから、新築の住宅を購入した場合
民間	民間の土地建物業者などから、新築の住宅を購入した場合
中古住宅を購入	他の世帯が住んでいた住宅を購入した場合 なお、借りていた住宅を購入した場合もここに含めた。
リフォーム前の住宅	引渡し前1年以内にリフォームされた住宅以外の中古住宅を購入した場合
リフォーム後の住宅	引渡し前1年以内にリフォームされた中古住宅を購入した場合
新築 (建て替えを除く)	「新築の住宅を購入」及び「建て替え」以外の場合で、新しく住宅 (持ち家) を建てた場合又は以前あった住宅以外の建物や施設を取り壊してそこに新しく住宅 (持ち家) を建てた場合
建て替え	以前あった持ち家を壊して同じ敷地の中に新しく住宅 (持ち家) を建てた場合
相続・贈与で取得	相続や贈与によって住宅を取得した場合
その他	上記以外の方法で取得した場合 例えば、住宅以外の建物を住宅に改造した場合など

敷地の所有の関係 ○

人が居住する住宅の敷地の所有の関係を次のとおり区分した。

区分	内容
所有地	居住している住居の敷地をその世帯の世帯員が所有している場合 登記がまだ済んでいない場合やローンなどの支払が完了していない場合も含めた。 また、親の名義の土地に住んでいる場合や共同住宅あるいは長屋建の住宅で、その建物の敷地が各住宅に居住している世帯との共同所有 (区分所有) になっている場合も「所有地」とした。
借地	居住している住居の敷地を、その世帯の世帯員以外の者が所有している場合
一般の借地権	「定期借地権など」に該当しない全ての借地権
定期借地権など	<p>《定期借地権》 借地の契約期間が 50 年以上で、i) 契約の更新を行わないこと、ii) 契約終了後に借地上の住宅 (建物) を地主に買い取ってもらうことを請求できない旨の特約がある借地権</p> <p>《建物譲渡特約付借地権》 借地の契約期間が 30 年以上で、30 年以上経過後に借地上の住宅 (建物) を地主に買い取ってもらうことにより借地権を消滅させる旨の特約がある借地権</p>
その他	アパートや一戸建・長屋建の借家に住んでいて、その敷地について所有権又は借地権のいずれもない場合

敷地面積 ○

敷地の所有の関係が「所有地」、「借地」に住んでいる世帯又は「所有地・借地以外」の「一戸建・長屋建」の住宅に居住する世帯が該当する。

敷地面積は、登記の有無、登記上の地目 (宅地、田、畑などの区分) や登記上の土地の区分 (一筆) に関係なく、その住宅及び附属建物の敷地となっている土地の面積のことである。工場、事務所などと同じ構内に住宅がある場合には、工場、事務所などの敷地を除いた面積とした。農家などの場合、囲いの中にある附属建物 (作業所、畜舎など) の部分の敷地は含めたが、畑などに使っている部分は、登記上の地目に関係なく除いた。マンションなどの共同住宅や長屋建の住宅の場合は、棟の敷地面積ではなく、各住宅の敷地相当分 (区分所有分) の面積である。

敷地の権利取得の相手方 ○

「所有地」及び「借地」について、敷地を買ったり、借りたりした相手方を次のとおり区分した。

区分	内容
国・都道府県・市区町村	国・都道府県・市区町村の所有する土地を買ったり、借りたりした場合
都市再生機構 (UR)・公社など	都市再生機構 (UR) 又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社・開発協会などの所有する土地を買ったり、借りたりした場合
会社などの法人	会社などの法人の所有する土地を買ったり、借りたりした場合
個人	個人の所有する土地を買ったり、借りたりした場合
相続・贈与	相続や贈与によって土地を取得した場合
その他	上記以外の方法で取得した場合 例えば、土地の等価交換をした場合や法人以外の団体の所有する土地を買ったり、借りたりした場合など。

敷地の取得時期 ○

その敷地を買ったり、借りたり、譲り受けたり、相続した時期をいう。
なお、借りていた土地を買った場合は、買った時期とした。

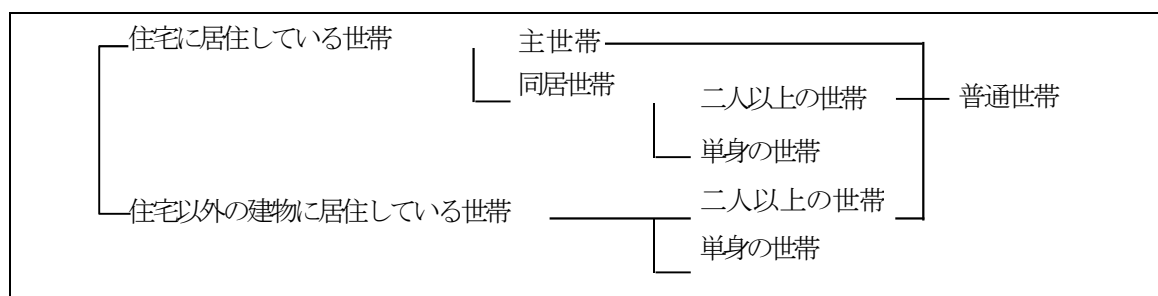
敷地面積に対する建築面積の割合 ●

敷地の所有の関係が「所有地」、「借地」に住んでいる世帯又は「所有地・借地以外」の「一戸建・長屋建」の住宅に居住する世帯で、各住宅の敷地面積に対する建築面積の割合を戸建て・長屋建に区分した。

敷地面積に対する延べ面積の割合 ●

敷地の所有の関係が「所有地」、「借地」に住んでいる世帯又は「所有地・借地以外」の「一戸建・長屋建」の住宅に居住する世帯で、各住宅の敷地面積に対する延べ面積の割合を建て方別に区分した。

<世帯>



主世帯、同居世帯 ○

1住宅に1世帯が住んでいる場合はその世帯を「主世帯」とし、1住宅に2世帯以上住んでいる場合には、そのうちの主な世帯（家の持ち主や借り主の世帯など）を「主世帯」とし、他の世帯を「同居世帯」とした。

なお、単身者が友人と共同でアパートの1室を借りて住んでいる場合など、1住宅に二人以上の単身者が住んでいる場合は、便宜、そのうちの一人を「主世帯」とし、他の人は一人一人を「同居世帯」とした。

普通世帯 ○

「普通世帯」とは、住居と生計を共にしている家族などの世帯をいう。家族と一緒に間借りや同居している世帯及び一人で一戸を構えて暮らしている世帯も「普通世帯」とした（主世帯は全て「普通世帯」）。住宅に住む同居世帯や住宅以外の建物に住む世帯の場合は、家族と一緒に住んでいたり、寮・寄宿舎の管理人の世帯であれば「普通世帯」とした。

		普通世帯
住宅に居住している世帯	主世帯	・二人以上の世帯 ・単身の世帯
	同居世帯	・二人以上の世帯
住宅以外の建物に居住している世帯		・二人以上の世帯(注1)

(注1) 寮・寄宿舎の管理人・家主などの世帯は、単身の世帯であっても普通世帯とした。

高齢夫婦世帯 ○

「高齢夫婦世帯」とは、夫 65 歳以上かつ妻 60 歳以上の夫婦のみの世帯

高齢者世帯、高齢者のいる世帯 ●

高齢者世帯は家計主が 65 歳以上の世帯、高齢者のいる世帯は、65 歳以上の世帯員のいる世帯

世帯人員 ○

世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいう。

たまたま旅行などで一時不在の人でも、ふだんそこに住んでいれば世帯人員に含めた。船舶に乗り組んで長期不在の人（自衛隊の艦船乗組員を除く。）は世帯人員に含めた。

なお、「単身の住み込みの家事手伝い」は雇主の世帯に含めたが、「住み込みの従業員」や「下宿人」、「間借り人」は、雇主や家主の世帯とは別の世帯とした。

家族構成 ●

住宅・土地統計調査及び住生活総合調査では、普通世帯について、その世帯員の世帯主との続き柄により、家族類型を次のとおり区分した。

区分	内容
A 親族のみの世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみから成る世帯
B 非親族を含む世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯
C 単独世帯	世帯人員が一人の世帯

また、「親族のみの世帯」については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分した。

区分	内容
1 核家族世帯	
(1) 夫婦のみの世帯	
(2) 夫婦と子供から成る世帯	
(3) 男親と子供から成る世帯	
(4) 女親と子供から成る世帯	
2 核家族以外の世帯	
(5) 夫婦と両親から成る世帯	
(6) 夫婦とひとり親から成る世帯	
(7) 夫婦、子供と両親から成る世帯	1)
(8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯	1)
(9) 夫婦と他の親族(親、子供を含まない)から成る世帯 例)世帯主夫婦と世帯主の祖母から成る世帯	
(10) 夫婦、子供と他の親族(親を含まない)から成る世帯 例)世帯主夫婦と配偶者のない世帯主の子供と世帯主の祖母から成る世帯	(注)
(11) 夫婦、親と他の親族(子供を含まない)から成る世帯	1)
(12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯	1)
(13) 兄弟姉妹のみから成る世帯 例)配偶者のない世帯主と世帯主の兄から成る世帯	(注)
(14) 他に分類されない世帯 例)配偶者のない世帯主と世帯主の祖母から成る世帯	(注)

1) 夫の親か妻の親か特定できない場合を含む。

(注)ここでいう「配偶者のない」とは、同じ世帯の中に配偶者と成る世帯員がない場合。

なお、住生活総合調査では「単身世帯」「夫婦世帯」については家計を主に支える者の年齢によって、「親と子供」から成る世帯については長子の年齢によって、さらに区分した。

世帯員の年齢 ○

平成30年10月1日現在の満年齢

世帯の年間収入 ○

世帯全員の1年間の収入(税込み)の合計をいう。

収入には給料・賃金のほか、ボーナス・残業手当などの収入、内職や副業による収入、年金・恩給などの給付金、配当金・利子・家賃・地代などの財産収入、その他仕送り金などを含む。

なお、相続・贈与や退職金などの経常的でない収入は含めない。

自営業の場合は、売上高ではなく仕入高、原材料費、人件費などの必要経費を差し引いた営業利益をいう。

居住面積水準状況 ★

居住面積水準を確保しているかどうかを下記の条件から判定した。なお、住宅・土地統計調査における居住面積水準とは判定基準が異なるため一致しない。

┌	最低居住面積水準未満
	最低居住面積水準以上誘導居住面積水準未満
	誘導居住面積水準以上

居住面積水準は、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進が図られるよう、住生活基本計画（全国計画）（平成28年3月閣議決定）に定められた住宅の面積に関する水準で、次のように設定されている。

区分	内容
最低居住面積水準	世帯人員に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準
誘導居住面積水準	世帯人員に応じて、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準
都市居住型	都市の中心及びその周辺における共同住宅居住を想定したもの
一般型	都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定したもの

この居住面積水準では、住宅性能水準（住生活基本計画）の基本的機能を満たすことを前提として、多様な世帯構成を反映した世帯の規模（人員）に応じた住宅の規模（面積）についての基準が示されている。また、単身者の比較的短期間の居住や適切な規模の共用の台所や浴室などを有する共同の居住などについては、基準面積によらないことができるとされている。

最低居住面積水準

- 1 二人以上の世帯で、床面積の合計（延べ面積）が次の算式以上を確保している。
 $10 \text{ m}^2 \times \text{世帯人員} + 10 \text{ m}^2$ 注¹、注²、注³
- 2 単身世帯の場合は、以下のいずれかを確保している。
 - (1) 継続居住意向注⁴ がない者で、専用の台所があり、居室の畳数が「4.5 畳」以上
 - (2) 継続居住意向注⁴ がない者で、共用の台所があり、居室の畳数が「6.0 畳」以上
 - (3) 継続居住意向注⁴ がある者で、床面積の合計（延べ面積）が「25 m²」以上

誘導居住面積水準

都市居住型

- 1 二人以上の世帯で、床面積の合計（延べ面積）が次の算式以上を確保している。
 $20 \text{ m}^2 \times \text{世帯人員} + 15 \text{ m}^2$ 注¹、注²、注³
- 2 単身世帯の場合は、以下のいずれかを確保している。
 - (1) 継続居住意向注⁴ がない者で、独立の台所があり、居室の畳数が「10.5 畳」以上の場合
 - (2) 継続居住意向注⁴ がない者で、食事室等の用途と兼用の台所又は共用の台所があり、居室の畳数が「12.0 畳」以上の場合
 - (3) 継続居住意向注⁴ がある者で、床面積の合計（延べ面積）が「40 m²」以上の場合

一般型

- 1 二人以上の世帯で、床面積の合計（延べ面積）が次の算式以上を確保している。
 $25 \text{ m}^2 \times \text{世帯人員} + 25 \text{ m}^2$ 注¹、注²、注³
- 2 単身世帯の場合は、以下のいずれかを確保している。
 - (1) 継続居住意向注⁴がない者で、独立の台所があり、居室の畳数が「15.0畳」以上の場合
 - (2) 継続居住意向注⁴がない者で、食事室等の用途と兼用の台所又は共用の台所があり、居室の畳数が「16.5 畳」以上の場合
 - (3) 継続居住意向注⁴がある者で、床面積の合計（延べ面積）が「55 m²」以上の場合

注1 世帯人員は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算出する。ただし、これらにより算出された世帯人員が2人に満たない場合は2人とする。また、年齢が「不詳」の者は1人とする。

注2 世帯人員（注1の適用がある場合には適用後の世帯人員）が4人を超える場合は、上記の面積から5%を控除する。

注3 最終的な算出数値は小数点以下切り上げとする。

注4 継続居住意向とは、「現在の住まいで満足」または「住み慣れている」という理由で、現在の住まいに「できれば住み続けたい」と考えていることをいう。

世帯の家計を主に支える者 ○

その世帯の家計の主たる収入を得ている人

なお、他の世帯からの送金等により家計を支えている場合は、便宜その世帯のうちの一人を代表者とし、その代表者を家計を主に支える者とした。

家計を主に支える者の従業上の地位 ○

世帯の家計を主に支える者の従業上の地位を次のとおり区分した。

区分	内容
自営業主	
農林・漁業業主	個人で農業、漁業などを営んでいる者
商工・その他の業主	個人経営の商店主・工場主など、農林・漁業業主以外の自営業主 個人で自己の専門の技術又は知識を内容とする業務に従事している開業医・弁護士・著述家・画家・公認会計士なども含まれる。 また、家庭で内職をしている場合もここに含めた。
雇用者	
会社・団体・公社又は個人に雇われている者	会社、都市再生機構（UR）・公社やその他の法人・団体又は個人に常時雇われて、給料・賃金を受けている者（会社員・団体職員・個人商店の従業員など） いわゆる会社・団体の社長・取締役・理事などの役員も含まれる。
官公庁	現業・非現業を問わず、国又は地方公共団体に常時雇われて、給料・賃金を受けている者
労働者派遣事業所の派遣社員	労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている者
パート・アルバイト・その他	・就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている者 ・専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている者
無職	
学生	ふだん仕事をしないで、主に通学をしている者
その他	ふだん仕事をしないで、仕送り金、雇用保険金、生活保護給付金、年金、財産収入などで生活している者

家計を主に支える者の通勤時間 ○

自営業主、雇用者について、徒歩やバス・鉄道などふだん利用している交通機関による自宅から勤め先までの通常の通勤所要時間（片道）。

なお、農家や漁家の人が自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官、行商などに従事している人が自宅を離れて仕事をしている場合、雇われて船に乗り組んでいる場合などは、「自宅・住み込み」とした。

家計を主に支える者の入居時期 ○

世帯の家計を主に支える者が現在の住居に入居した時期

現在の住宅が入居後に建て替えられた場合には、建て替え前の住宅に入居した時期をいう。出生時から引き続き住んでいる場合は、出生時を入居時期とした。

要介護認定者等の有無、要介護度 ☆

介護保険法による要介護認定、又は要支援認定を受けている者の有無を調査した。要介護認定者等がある世帯について、要介護度を、要支援1～2、要介護1～2、要介護3～5の3区分で調査した。要介護認定等を受けている者が複数いる場合は、最も重度な要介護度認定等を受けている者の要介護度等とした。

<住宅及び居住環境の評価>

住宅及び居住環境の総合満足度 ☆

現在居住している住宅及び居住環境について、総合的にみてどのように思っているかを「満足」「まあ満足」「多少不満」「非常に不満」の4段階評価で調査した。

住宅の満足度 ☆

現在居住している住宅について、広さや設備などを総合的にみてどのように思っているかを「満足」「まあ満足」「多少不満」「非常に不満」の4段階評価で調査した。

居住環境の満足度 ☆

現在居住している住宅のまわりの環境について、安全性や利便性などを総合的にみてどのように思っているかを「満足」「まあ満足」「多少不満」「非常に不満」の4段階評価で調査した。

住宅の各要素の満足度 ☆

現在居住している住宅の各要素について、どのように思っているかを「満足」「まあ満足」「多少不満」「非常に不満」の4段階評価で調査した。

居住環境の各要素の満足度 ☆

現在居住している住宅のまわりの環境の各要素について、どのように思っているかを「満足」「まあ満足」「多少不満」「非常に不満」の4段階評価で調査した。

住宅の各要素の重要度 ☆

現在居住している住宅の各要素について、「重要と思う」を選択した世帯を「重要と思う」、選択しなかった世帯を「その他」として2区分で集計した。

居住環境の各要素の重要度 ☆

現在居住している住宅のまわりの環境の各要素について、「重要と思う」を選択した世帯を「重要と思う」、選択しなかった世帯を「その他」として2区分で集計した。

<最近の住み替え・改善>

改善 ☆

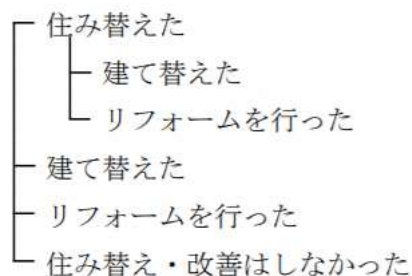
建て替え、リフォームの総称とした。

最近のリフォームの状況 ☆

住宅・土地統計調査において、平成26年1月以降の増改築・改修工事等、高齢者等のための設備工事、耐震改修工事のいずれかに該当するか調査した。

最近の住み替え・改善の状況 ●

平成26年1月以降の住み替え、建て替え、リフォームの状況を、次のとおり区分した。貸家を建てたり、貸間を経営するための増築をした場合などは含まない。



住み替えたとは、家計を主に支える者が現在の住居に入居した時期が平成26年1月以降である場合をいう。

建て替えたとは、住宅・土地統計調査の住宅取得区分が「建て替え」であり、建築の時期が平成26年1月以降である場合をいう。

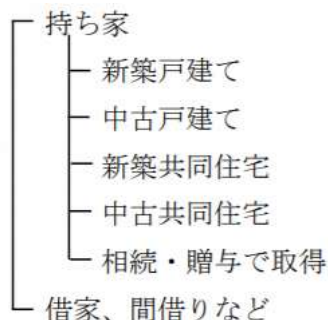
リフォームを行ったとは、住宅・土地統計調査において、平成26年1月以降の増改築・改修工事等、高齢者等のための設備工事、耐震改修工事のいずれかに該当する場合をいう。

最近の住み替えの目的 ☆

住宅・土地統計調査で平成26年1月以降に住み替えを行った世帯のうち、住生活総合調査で「出生時から住んでいる」以外を選択した世帯の目的を区分した。

最近の住み替え方法 ●

平成 26 年 1 月以降に住み替えた持ち家の世帯について、現在住んでいる住宅の取得方法を、住宅・土地統計調査を用いて、住生活総合調査の区分で集計した。



持ち家

新築戸建て

「新築の住宅を購入」を選択した「戸建て・長屋」の場合

中古戸建て

「中古住宅を購入」を選択した「戸建て・長屋」の場合

新築共同住宅

「新築の住宅を購入」「建て替え」を選択した「共同住宅」の場合

中古共同住宅

「中古住宅を購入」を選択した「共同住宅」の場合

相続・贈与で取得

「相続・贈与で取得」した場合

その他

「その他」「建て替え」を選択した場合

借家、間借りなど

借家、同居世帯、住宅以外の建物に住んでいる場合

住み替え前の居住形態 ○

現住居への入居時期が平成 26 年 1 月以降の世帯の家計を主に支える者について、現住居に入居する前に居住していた住居の居住形態を次のとおり区分した。

区分		内容
持ち家		「住宅の所有の関係」の項を参照
借家	公営の借家	
	都市再生機構 (UR)・公社の借家	
	民営借家	
	給与住宅	
親その他の親族の家に同居		親・その他の親族の家に同居していた場合
下宿・寮等		下宿・間借りしていた場合、勤め先に住み込みの従業員だった場合 会社、学校等の寮・寄宿舍に住んでいた場合
その他		上記以外で、例えば、病院、学校、旅館、工場など住宅以外の 建物に住んでいた場合

なお、「持ち家」「民営借家住宅」については、「一戸建・長屋建」「共同住宅」によって、さらに区分した。

最近の居住形態の変化 ●

平成 26 年 1 月以降に住み替えた世帯の住み替え前の居住形態及び現在の居住形態（住宅タイプ）の関係について、区分した。

最近の床面積の増減 ★

住生活総合調査において前の住宅の床面積を調査し、住宅・土地統計調査による現在の住宅の床面積の合計と比較した増減を区分した。

最近のリフォームの内容、最近の改善の内容 ○

平成 26 年以降の増改築・改修工事等

「持ち家」について、平成 26 年 1 月以降にその世帯が使用するために増改築（「建て替え」及び「新築」を除く。）や改修工事等を行ったか否かを次のとおり区分した。

区分	内容
増改築・改修工事等をした	
増築・間取りの変更	居住室の増改築や、離れを建てたり、廊下や押入れなどを居住室に変更するなどの工事
台所・トイレ・浴室・洗面所の改修工事	老朽化などによる水漏れのための配管修理や水道修理、また、和式トイレから洋式トイレへの変更やくみ取りトイレから水洗トイレへの変更などの工事
天井・壁・床等の内装の改修工事	室内（トイレ、台所、浴室及び洗面所を含む。）のクロス張替えや床の張替え、畳からフローリングへの変更、床暖房の設置、建具の交換などの工事 なお、単なるカーテンやブラインドの交換は含めない。
屋根・外壁等の改修工事	屋根のふき替え・塗り替え、屋根・屋上・バルコニーの床（下の階の屋根となっている場合）の水漏れ修理、外壁の塗装・交換、コンクリート壁や雨どいの修理などの工事
壁・柱・基礎等の補強工事	壁の新設・補強、筋かいの設置、基礎の補強、柱やはりを金具で補強などの工事
窓・壁等の断熱・結露防止工事	窓を二重以上のサッシ又は複層ガラスに変更、天井や壁に断熱材を注入したり発砲ウレタンを吹き付ける工事
その他の工事	上記以外の工事 例えば、ベランダの設置や修理、手すりの設置、電気配線（コンセント、スイッチの増設）など
増改築・改修工事等をしていない	店舗・事務所など営業用部分だけの増改築や改修工事をした場合や間貸しなど他の世帯に使用させるための工事は「増改築・改修工事等をしていない」に含めた。

最近の高齢者対応リフォームの内容 ○

平成 26 年以降の高齢者等のための設備工事

「持ち家」について、平成 26 年 1 月以降、高齢者等のための設備工事を行ったか否かを次のとおり区分した。

区分	内容
高齢者等のための工事をした	現在、その世帯に高齢者がいなくても、将来を見越して工事した場合も含めた。
階段や廊下の手すりの設置	階段や廊下に手すりを設置する工事
屋内の段差の解消	居住室と廊下の段差にスロープを設置する工事を行うなど、屋内の段差をなくす工事
浴室の工事	埋め込み式浴槽への変更や浴室内の手すりの設置などの工事
トイレの工事	和式トイレから洋式トイレへの変更、温水洗浄便座の設置などの工事
その他	上記以外の工事
高齢者等のための工事をしていない	

最近の耐震診断 ○

「持ち家」について、平成 26 年 1 月以降、住宅の耐震診断を行ったか否かを次のとおり区分した。

ここでいう「耐震診断」とは、建築事業者などの建築士に依頼して、地震に対する安全性について調べることをいう。

区分	内容
耐震診断をしたことがある	
耐震性が確保されていた	「耐震診断」の結果「耐震性が確保されていた」
耐震性が確保されていなかった	「耐震診断」の結果「耐震性が確保されていなかった」
耐震診断をしたことはない	

最近の耐震改修工事 ○

「持ち家」について、平成 26 年 1 月以降、住宅の耐震改修工事を行ったか否かを次のとおり区分した。

区分	内容
耐震改修工事をした	
壁の新設・補強	横揺れに対処するため、窓などをふさいで壁を設けるなどの工事
筋かいの設置	横揺れに対処するため、柱と柱の間に筋かいを設置する工事
基礎の補強	玉石基礎をコンクリート造の基礎にしたり、鉄筋の入っていない基礎に鉄筋を加えて補強するなどの工事
金具による補強	柱とはり、柱と土台などに金具を取り付けることにより、揺れの減少や柱などの構造部材の脱落、ずれなどを防止するための工事
その他	上記以外の工事 例えば、腐ったり、シロアリなどの被害のあった部材の交換や、屋根ふき材を重い瓦から軽い金属板などに交換し、建物の重量を軽くするなどの工事
耐震改修工事をしていない	

住み替えに要した費用 ★

平成 26 年 1 月以降に住み替えた世帯について、「持ち家」は購入・建築費用と諸費用別、合計額の 3 区分、「借家」は諸費用に区分した。購入・建築費用は土地取得費用と建物の建築費、外構費の合計額をいう。諸費用は引越、敷金・礼金、仲介手数料、融資手数料、登記、家具、エアコン、カーテン、家電の合計額をいう。住宅を建てた年の 5 年以上前に土地を取得していた場合、土地を借りた場合、土地の贈与・相続を受けた場合は、土地取得費用は含まない。該当する費用がない場合は 0 とした。

住み替え前の住宅の居住期間 ★

平成 26 年 1 月以降に住み替えた世帯について、住み替え前の住宅の居住期間を調査した。

<今後の住み替え・改善の意向>

今後の住み替えの意向 ☆

今後の住み替えの意向について、調査した。

今後の改善意向 ☆

今後の建て替え、リフォームの意向について、調査した。

今後の住み替え・改善の意向 ☆

今後の住み替え、建て替え、リフォームの意向について、以下のとおり区分した。

- できれば住み替えたい
- できれば住み続けたい
 - リフォーム・建て替えどちらも考えている
 - リフォームを考えている
 - 建て替えを考えている
 - リフォーム・建て替えいずれも考えていない
 - わからない
 - 当面はリフォームして将来は住み替えたい
- わからない

住み替えの実現時期、改善の実現時期 ☆

今後の住み替え、建て替え、リフォームを考えている世帯について、住み替え、建て替え、リフォームのそれぞれの実現の時期を調査した。

今後 5 年以内の住み替え・改善の意向 ☆

実現の時期を今後 5 年以内とする住み替え、建て替え、リフォームの意向について、次のとおり区分した。

- できれば住み替えたい
- できれば住み続けたい
 - リフォーム・建て替えどちらも考えている
 - リフォームを考えている
 - 建て替えを考えている
 - リフォーム・建て替えいずれも考えていない
 - わからない
 - 当面はリフォームして、5年以内に住み替えたい
- わからない

今後の住み替えの目的 ☆

今後の住み替えの目的について、調査した。

今後の改善の目的 ☆

今後の改善の目的について、調査した。

今後 5 年以内の住み替えの目的 ☆

今後 5 年以内の住み替えの目的について、調査した。

今後 5 年以内の改善の目的 ☆

今後 5 年以内の建て替え、リフォームの目的について、調査した。

住み替え後の居住形態 ☆

今後 5 年以内の住み替え意向のある世帯について、住み替え後の居住形態について調査した。

今後の居住形態の変化 ☆

現在の居住形態（住宅タイプ）及び住み替え後の居住形態の関係について、区分した。

今後のリフォームの内容 ☆

今後 5 年以内にリフォームする意向がある世帯について、工事内容を調査した。

住み替え上の課題 ☆

今後 5 年以内の住み替え意向がある世帯について、実現上の課題を調査した。

建て替え上の課題、リフォーム上の課題 ☆

今後 5 年以内の建て替え、リフォームの意向がある世帯について、実現上の課題を調査した。

住み替え意向がない理由 ☆

今後、住み替える意向がない世帯について、その理由を調査した。

現在の住宅の処分方法 ☆

今後、現在の住宅を必要としなくなった場合の住宅の処分方法について調査した。

＜子との住まい方・子育てに重要な要素＞

子の居住地 ○

家計を主に支える者の子の住んでいる場所について、次のとおり区分した。子が二人以上いる場合は、最も近くに住んでいる子について調査した。

また、ここでいう「子」には、未婚の子だけでなく、既婚の子や子の配偶者も含まれる。

区分	備考
子がいる	
一緒に住んでいる (同じ建物又は敷地内に住んでいる場合も含む)	子がアパートやマンションなどの同じ棟内の別の住居に住んでいる場合や同じ敷地内にある別棟の建物に住んでいる場合も含む
徒歩5分程度の場所に住んでいる	
片道15分未満の場所に住んでいる	「片道15分」及び「片道1時間」とは、ふだん行き来に利用している交通手段による片道の所要時間
片道1時間未満の場所に住んでいる	
片道1時間以上の場所に住んでいる	
子はいない	

高齢期における子との住まい方 ☆

家計を主に支えている者が高齢期において望ましいと思う子との住まい方について、調査した。

子との住まい方の変化 ☆

住宅・土地統計調査における「子の居住地」及び住生活総合調査の「高齢期における子との住まい方」の関係から、下記の通り区分した。

- 変わらない
- 同居
- 近くなる(近居)
- 別居(施設)
- 別居(近居)
- その他
- 不明

子育てにおいて重要な要素 ☆

家族構成が「親と子(長子17才以下)」の世帯について、「住宅及び居住環境の各要素」で子育てにおいて重要と思う要素を区分した。

＜現住居以外の住宅＞

現住居以外の住宅の有無 ○

普通世帯の世帯員が、現在居住している住宅又は住宅以外の建物のほかに所有している住宅（共有の場合を含む）。ここでいう「所有している」とは、登記の有無にかかわらず、世帯員がその住宅の固定資産税を納付している場合をいう。なお、世帯員が相続する予定の住宅は、その手続き中の場合も「所有している」とした。

ただし、一時現在者のみの住宅（昼間だけ使用している住宅や、何人かの人が交代で寝泊まりしている住宅）及び建築中の住宅は除いた。

現住居以外の住宅の種類 ○

現住居以外に所有する住宅の主な用途について、次のとおり区分した。

区分	内容
居住世帯のある住宅	ふだん人が居住している住宅
親族居住用	住居又は生計を別にしている親族が住んでいる住宅
貸家用	賃貸している住宅や賃貸を目的に所有している住宅で居住世帯のある住宅 また、貸別荘は便宜ここに含めた。
売却用	売却することを目的としている住宅で居住世帯のある住宅 例えば、転居先の住宅が完成していないなどで、まだ居住世帯がある住宅
その他	上記以外で居住世帯のある住宅 例えば、取り壊す予定としている住宅や無償で譲渡する予定にしている住宅であるが、転居先の住宅が完成していないなどで、まだ居住世帯がある住宅
居住世帯のない住宅 (空き家)	ふだん人が居住しておらず、空き家となっている住宅
二次的住宅・別荘用	残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに使用する住宅や、週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で利用する住宅
貸家用	賃貸を目的に所有している住宅で居住世帯のない住宅
売却用	売却することを目的としている住宅で居住世帯のない住宅
その他	上記以外で空き家になっている住宅 例えば、老人ホームなどの施設に入居していて誰も住んでいない住宅や、使用目的がない住宅など

相続する可能性がある住宅 ☆

将来、親などが住んでいる住宅を相続する可能性の有無、相続する可能性がある場合の住宅について以下 5つの項目を調査した。

- ①建て方
- ②現住居からの所要時間
- ③公共交通までの距離
- ④建築の時期
- ⑤相続後の活用などの意向

複数の住宅を相続する可能性がある場合は、古い順に3住宅目までを調査した。

<世帯の住居費>

年間住宅ローン返済額 ☆

住宅ローン・リフォームローンを返済している方に、月額返済額とボーナス返済額(年間の合計)を調査し、月額返済額の12か月分とボーナス返済額の合計値で年間返済額を区分した。

月あたりの住宅ローン返済額 ☆

住宅ローン・リフォームローンを返済している方に、月額返済額とボーナス返済額(年間の合計)を調査し、月額返済額とボーナス返済額を12で割った合計値で月当たりの返済額を区分した。

月あたりの管理費等 ☆

共同住宅、長屋建住宅に住んでいる持ち家世帯について、毎月の管理費(管理組合費、修繕積立金などを含む)を区分した。

月あたりの家賃及び共益費等 ○

住宅の家賃・間代

持ち家以外の住宅において、最近、支払われた1か月分の家賃又は間代の金額。この「家賃・間代」には、敷金・権利金・礼金や共益費・管理費などは含まれない。

なお、1住宅を2世帯以上の世帯が共同で借りている場合、各世帯が負担している家賃又は間代の総額をその1住宅の「家賃・間代」とした。

住宅の共益費・管理費

家賃・間代とは別に支払われる、廊下・階段などの共用部分の水道料・電気料・清掃費など。

1住宅を2世帯以上の世帯が共同で借りている場合の取扱いは、上記「住宅の家賃・間代」と同じ。

住居費負担に対する評価 ☆

持ち家世帯におけるローン返済と共同住宅等世帯における家賃の住居費負担についての評価を4段階で調査した。

住宅の点検等の依頼先 ☆

持ち家世帯における住宅の点検等の依頼先について調査した。

<地 域>

地域 ☆

木造住宅密集地

調査区が属する平成27年国勢調査の町丁字等のうち、住宅戸数密度が80戸/ha以上、かつ、調査区の木防率2/3以上。

ニュータウン

上記以外の調査区で、調査区が属する平成 27 年国勢調査の町大字のうち、「全国のニュータウンリスト（平成 30 年 6 月）（国土交通省）」に該当するニュータウンの代表座標が存在するもの。

その他の市街地

上記以外の調査区で、平成 27 年国勢調査において人口 10 万人以上または DID 人口 3 万人以上の市区町村における DID 地区。

市街地以外

農山漁村等、上記以外の地域。

人口集中地区（DID） ☆

本調査の人口集中地区は、平成 27 年国勢調査で設定された人口集中地区を適用している。平成 27 年の国勢調査の人口集中地区の設定に当たっては、以下の 3 点を条件として設定した。

- 1 平成 27 年国勢調査基本単位区を基礎単位区地域とする。
- 2 市区町村の境界内で人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度が 1 平方キロメートル当たり 4,000 人以上）が隣接している。
- 3 隣接した地域が平成 27 年国勢調査時に人口 5,000 人以上を有する。